

売買取引の条件の公表

令和8年2月  
魚市静岡魚市株式会社

(1) 営業日

静岡市中央卸売市場水産物部 休日表のとおり

(2) 営業時間

- ・営業部門 午前3時00分～午後12時30分
- ・夜間荷受 午後4時00分～午前8時00分
- ・管理／経理部門 午前8時00分～午後4時30分

(3) 取扱品目

水産物及び関連商品

(4) 物品の引渡しの方法

(受託物品)

すべて市場内の卸売場で行うこととする。

ただし、市場外にある物品の卸売をする場合には、当該場所で引渡しを行うこととする。

(買付物品)

個別に協議の上決定する。

(5) 委託手数料その他の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(受託販売)

受託手数料 100分の5.5 (令和8年1月実績： 1,578,214円 )

通信費、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整費、その他当社が立て替えた費用は委託者の負担とする。

(買付販売)

個別に協議の上決定する。

(6) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(受託販売)

売買仕切金の支払いは、できるだけ早期に振込により行う。ただし、別途双方の合意により支払条件の取り決めをした場合は、その取り決めに従う。

(買付販売)

個別に協議の上決定する。

(7) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及び、その額

- ・完納奨励金 卸売代金の早期の完納を奨励するために、仲卸業者及び売買参加者に対して交付する奨励金

販売金額の1,000分の4以内 (令和8年1月実績： 1,561,636円 )

静岡市中央卸売市場水産仲卸協同組合との協定書及び静岡市水産物商業協同組合との水産物代金の支払等に関する契約書に準ずる。